

# リサイクル推進室



# 1. 容器包装リサイクル法について

## (1) 施行状況の評価・検討に関する報告書の取りまとめ

平成 25 年 9 月から開始した容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する合同会合（以下「合同会合」という。）では、地方自治体、特定事業者、再商品化事業者など、計 28 団体からヒアリングを行った上で、平成 26 年 3 月に整理した論点ごとに議論を積み重ね、平成 28 年 5 月 31 日の 18 回目の合同会合において、報告書を取りまとめ、同日、中央環境審議会会長から環境大臣に意見具申された。

報告書では、容器包装のライフサイクル全体を視野に入れた 3 R の好循環を目指して、①国全体としての目標設定に向けた検討の開始、②地域協議会などによる地域の実情に応じた主体間の連携や店頭回収などによる回収ルートが多様化、③多様なリサイクル手法の組合せを保ちつつ、優良な事業者が投資を継続し、ポテンシャルを伸ばし、健全な競争ができるようリサイクル環境の整備、④リサイクル製品の高付加価値を狙った規格化や標準化などの施策が提言された。

一方で、プラスチック製容器包装についての収集量の拡大や容器包装以外の製品プラスチックの一括回収、分別収集を実施する自治体の負担の軽減策などの課題については、引き続き、検討や実証事業を推進すべきとされた。

今後、我が国の容器包装リサイクル制度が、環境負荷低減と社会全体のコストの低減を図りながら、資源価格の変動に対する強靱性や、持続性を高めていくため、消費者、自治体、特定事業者、リサイクル事業者の協働により、施策の具体化、事業の実施に取り組んでいくことが求められている。

各都道府県等におかれても、引き続き、容器包装の 3 R の推進に御協力いただくとともに、貴管下の市町村に対し、容器包装リサイクル制度への積極的な参加を促していただきたい。

### <参考資料>

- ・ 報道発表「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討について」（中央環境審議会意見具申）について  
<http://www.env.go.jp/press/102624.html>
- ・ 容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書  
<http://www.env.go.jp/press/files/jp/103110.pdf>
- ・ 産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ（第 2 1 回） 中央環境審議会循環型社会部会容器包装の 3 R 推進に関する小委員会（第 1 8 回）第 1 8 回合同会合 資料  
<http://www.env.go.jp/council/03recycle/y034-18.html>

## (2) 施行状況

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）は、平成12年の完全施行以来、消費者による分別排出、市町村による分別収集、事業者による再商品化等に関し、自治体を始めとする関係団体等の御協力の下、着実に進展してきた。

容器包装リサイクル法に基づく平成27年度の市町村の分別収集の実施率（全市町村に対する分別収集実施市町村の割合）は、ガラス製容器、ペットボトル、スチール製容器、アルミ製容器は9割を超え、白色トレイを除いたプラスチック製容器包装は65.5%、紙製容器包装は39.3%となっている。分別収集量については、近年、ペットボトルは横ばい、プラスチック製容器包装は増加、紙製容器包装は減少している。

市民に対する普及啓発や破袋機の追加投資等、分別収集実施市町村による取組により、分別基準適合物の品質が向上しており、近年では容器包装比率が90%以上の市町村が全体の95%以上となっている。

### <参考資料>

報道発表「平成27年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について」

<http://www.env.go.jp/press/103766.html>

## (3) 廃ペットボトルの再商品化のための円滑な引渡しの推進

市町村により分別収集された使用済ペットボトル等については、容器包装リサイクル法に基づく基本方針により、指定法人等に円滑な引渡しを促進することが必要であること、また、使用済ペットボトル等を市町村が指定法人以外の事業者へ引き渡す場合にあっては、「分別収集された容器包装廃棄物が環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認することが必要である。同時に、市町村は、このような容器包装廃棄物の処理の状況等については、住民への情報提供に努めることが必要である。」ことを定めている。

また、廃ペットボトルの国外への流出等に鑑み、容器包装廃棄物の円滑な再商品化に向けた国の基本方針を明確化する等、国内循環を推進するために、指定法人等に分別基準適合物を円滑に引き渡すことが必要であることを周知していく。

については、各都道府県におかれては、基本方針に定める趣旨を十分に御理解の上、引き続き貴管下市町村に対する指導、助言等をお願いしたい。

また、市町村の利便性を向上させるペットボトルリサイクル制度となるよう検

討会で検討中であるので、貴管下市町村に対し、より一層の指定法人への引き渡しの御協力をお願いしたい。

## (4) 容器包装廃棄物の2Rについて

### ① レジ袋等削減の取組について

レジ袋等は、消費者の日常の暮らしに非常に身近な存在であるとともに、特に消費者の主体的な行動によりその使用を選択し削減を図ることができる容器包装であり、レジ袋等に係る配布・使用の抑制対策は、容器包装廃棄物の発生抑制等に関する消費者をはじめとする関係者の意識の向上に大きな効果があると期待される。

平成29年1月に調査を行ったレジ袋削減に係る全国の取組状況によると、全47都道府県において何らかの方法でレジ袋削減の取組が行われていた。

都道府県におかれては、市町村、消費者、小売業者等と協働・連携を図り、容器包装廃棄物削減の取組の一層の推進をお願いしたい。

### ② マイボトル・マイカップ利用促進への取組

国民のリデュース、リユース意識の醸成に繋がる取組として、効果的な広報、普及を進め、マイボトル・マイカップの利用促進を図っていく。

各都道府県等におかれては、貴管下市町村、関係する企業、団体等への情報提供等、普及啓発への御協力をお願いしたい。

<参考資料>

マイボトル・マイカップキャンペーン Web サイト

<http://www.re-style.env.go.jp/bknbr/mybottle/index.html>

### ③ リユース容器の活用の促進

公共機関における会議の開催においては、グリーン購入法基本方針において、会議で提供される飲料容器についてリユース容器の使用を「配慮事項」として定めている。

今後とも環境負荷の低減に資するリユース容器の会議やイベント等での積極的な活用について、貴都道府県及び管下市町村におかれても、購買計画の策定等を通じ、御協力をお願いしたい。

<参考資料>

グリーン購入法基本方針

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

#### ④ 容器包装 3 R 推進事業

レジ袋等容器包装廃棄物の排出抑制についての消費者の意識啓発等を図るため、環境大臣が「容器包装廃棄物排出抑制推進員（愛称：3 R 推進マイスター）」を委嘱し、推進員により容器包装廃棄物の排出の状況・排出抑制の取組の重要性に関する啓発、消費者への指導・助言等を行っている。現在、第6期、86名の3 R 推進マイスターに委嘱を行い、3 R 推進マイスターを活用した地方自治体との共催による普及啓発事業等を全国で展開している。

各都道府県等におかれては、地域で3 R に関して実践的な活動を行うオピニオンリーダーを積極的に委嘱していただくとともに、シンポジウム、講演等の普及啓発事業での積極的な3 R 推進マイスターの御活用をお願いしたい。

<参考資料>

3 R 推進マイスターのホームページ

[http://www.env.go.jp/recycle/yoki/b\\_1\\_meister/index.html](http://www.env.go.jp/recycle/yoki/b_1_meister/index.html)

#### (5) ペットボトルの店頭回収について

スーパーマーケットの店頭で回収されたペットボトルは品質が良好であり、効率的な回収方法を組み合わせ、積極的に回収することにより、ボトル to ボトルをはじめとする高度リサイクルの受け皿となり得る可能性を有している。

一方で、小売事業者が自主的に回収している事例において、小売事業者から店頭回収物の廃棄物処理法の解釈等の法令上の整理を通じた事業環境の整理を要望されていたが、平成28年1月8日付で、「店頭回収された廃ペットボトル等の再生利用の促進について（通知）」を発出し、廃棄物処理法における店頭回収物に係る考え方を整理し、店頭回収された廃ペットボトル等の適正な再生利用を促進するための再生利用指定制度の趣旨等の明確化を行ったところである。

各都道府県等におかれては、上記通知の趣旨を踏まえ、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管下市町村等に対して、周知をお願いしたい。

#### (6) 社会全体のコストの低減について

環境省が行った市町村に対する一般廃棄物会計に基づくアンケート調査によれば、平成22年度の全国の市町村における容器包装廃棄物の分別収集・選別保管費用（管理部門含む）は約2,500億円とされている。一般廃棄物の総排

出量は減少しているものの、市町村からは、分別収集・選別保管に係る負担が大きいとの意見が見られ、最近では容器包装廃棄物の分別収集・選別保管をやめる自治体も一部で出てきている。一方で、一部の市町村では、一般廃棄物会計基準等の導入等による分別収集等の費用の透明化に向けた取組も行われている。

市町村と事業者の役割分担・費用分担等に関する合同会合での議論において、市町村が負担する分別収集・選別保管費用の正確な把握、合理化に向けた取組とその成果の公表の必要性が強く求められており、市町村は、分別収集計画策定の段階で費用の合理化に向けた検討を行うとともに、計画の実施にあたっては、毎年度、事業の評価、分析を適切に行った上で、その改善を図り、成果を公表することが必要である。

環境省においては、平成24年度に実施した一般廃棄物会計に基づくアンケート調査を平成29年度以降も、継続的に実施し、市町村の分別収集・選別保管費用の分析精度を高め、市町村に対して的確な助言、情報提供を行っていく予定である。市町村におかれては、アンケート調査への御協力をお願いしたい。

また、環境省としては、本年度、市町村等の負担を低減し、社会全体のコストを合理化する方策として、市町村とリサイクル事業者の行う選別を一体化することによる社会全体のコストの低減効果や制度的課題を把握するための実証研究や、容器包装以外の製品プラスチックの一括回収の実証研究を検討・実施していく予定である。

## (7) 合理化拠出金について

合理化拠出金制度は平成20年度から施行され、平成27年度までに合計で382億円が特定事業者から市町村へ支払われた。平成20年度には95億円が市町村に対して支払われたが、平成27年度の拠出額は16.2億円となり、合理化拠出金の規模が縮小している。

合同会合においては、合理化拠出金制度は市町村の分別収集・選別保管業務の質の向上の取組に対するインセンティブとしての意義を果たしており、ベール品質の向上やそれに伴う社会全体のコスト削減の効果を継続させる観点から、今後も維持すべきであり、合理化拠出金を再活性化させ、引き続き市町村等の取組へのインセンティブにつながることを重要であるとの方向性が示された。

また、合理化拠出金の配分方法の工夫については、特定事業者の合理化分に対する配分も含め、社会全体のコスト低減につながる分別収集・選別保管の合理化やリサイクル事業に対する投資、各主体の連携や普及啓発に係る情報提供のため

の原資等として活用することも検討すべきであるとの意見が見られたところである。

各都道府県等におかれては、貴管下市町村に対し、合理化拠出金を各主体の連携、普及啓発に係る情報提供、容器包装の3Rに資する取組等に積極的に活用するよう必要に応じて助言等していただくなどの御協力をお願いしたい。

## **(8) プラスチック製容器包装の分別収集の必要性について**

プラスチック製容器包装については、合同会合において、他の処理との比較において、手間や費用の負担等を理由に分別収集・選別保管をやめる自治体も出てきている現状を踏まえ、自治体の負担感軽減策を検討すべきである旨、指摘されている。

持続可能な循環型社会の形成を推進するためには、循環型社会形成推進基本法をはじめとする関係法令を円滑かつ的確に施行することにより、廃棄物の排出を抑制し、その上でリサイクルを推進していく必要があるが、とりわけ一般廃棄物の中で相当の割合を占め、生活に身近な容器包装廃棄物に関する3Rの取組は極めて重要である。

各都道府県等におかれては、貴管下市町村に対し、循環型社会形成推進基本法の循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則（同法第7条）における優先順位で上位にある3Rの取組を推進すべく、分別収集を実施している市町村においては、引き続き分別収集を継続するとともに、分別収集を実施していない市町村においては、分別収集を実施するよう周知をお願いしたい。



## 2. 家電リサイクル法について

### (1) 施行状況

特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）は、小売店等による廃家電の引取り、製造業者等によるリサイクルの実施等に関し、都道府県、市区町村を始めとする関係団体等の御協力の下、着実に施行されているところである。

平成 27 年度に全国の指定引取場所で引き取られた家電 4 品目は合計約 1,088 万台（前年度比約 0.1%増）であった。引取台数については、この数年間ほぼ同程度で推移している状況である。

また、平成 27 年度から、ブラウン管式テレビを除く品目の再商品化等基準が、エアコン 80%、液晶・プラズマテレビ 74%、冷蔵庫・冷凍庫 70%、洗濯機・衣類乾燥機 82%となっており、平成 27 年度における製造業者等の再商品化率は、エアコン 93%、ブラウン管式テレビ 73%、液晶・プラズマテレビ 89%、冷蔵庫・冷凍庫 82%、洗濯機・衣類乾燥機 90%であった。全ての製造業者等において、再商品化の実績は家電リサイクル法で定める再商品化等基準を上回っており、過去 3 年の実績においても高い水準で推移している。

また、製造業者等や小売業者、市区町村、国、消費者が廃家電の回収促進に取り組む、社会全体で適正なリサイクルを推進していくため、平成 27 年 3 月末に廃家電の回収率目標を家電リサイクル法の基本方針に規定した。

回収率については、（適正に回収・リサイクルされた廃家電の台数）／（出荷台数）で算出することとしており、平成 25 年度には 49%であった回収率を平成 30 年度までに 56%以上とする目標を達成するため、平成 28 年 3 月に、各主体の取組をまとめたアクションプランを作成し、取り組んでいるところである。

平成 27 年度の回収率は 52.2%と、平成 25 年度と比較すると 3 ポイント増加したものの、目標達成にはまだ改善が必要であり、貴都道府県におかれては、アクションプランに基づき、回収率目標達成に向けた取組を進めていただきたい。

また、リサイクル料金の費用負担方式については、今後の見直しにおける参考とするべく、諸外国における廃電子電気機器のリサイクル制度について、現状と課題について調査を行っている。

#### <参考資料>

平成 27 年度における家電リサイクル実績について（お知らせ）

<http://www.env.go.jp/press/101129.html>

## (2) 小売業者の引取義務外品の回収体制構築について

買換えの場合及び自ら過去に販売した家電4品目については、小売業者に引取義務が課せられているが、小売業者にこうした引取義務が課されていない排出家電(いわゆる「小売業者の引取義務外品」)の回収体制が構築されていない場合は、消費者の排出利便性が損なわれ、不法投棄や不適正処理のおそれがある。このため、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市区町村が、地域の実情に応じて小売業者や廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を構築する必要があるが、家電リサイクル法施行後10年以上経過している現在においても、義務外品の回収体制を構築済みの市区町村は全体の5割程度に過ぎず、また、人口規模の小さい自治体ほど回収体制が構築されていない状況となっている。

これを受け、環境省では、すべての市区町村において回収体制が構築されるよう、平成27年3月に「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」を作成し、都道府県を通じて市区町村に提供しているところである。

また、平成28年1月に改正した、廃棄物処理法の基本方針においても、「小売業者が同法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合について、(中略)平成三十九年度までに、百パーセントまで増大させる。」と規定された。

貴都道府県におかれては、貴管内の小売業者の引取義務外品の回収体制が構築されていない市区町村に対し、当該ガイドラインに基づく回収体制の構築について、周知と協力をお願いしたい。

### <参考> 人口規模別の義務外品の回収体制の構築状況

	義務外品の回収体制を構築している市区町村数 (A)	全市区町村数 (B)	全市区町村に占める割合(%) (A/B)
市区町村数(件)	970(741)	1,730(1,735)	56.1%(42.7%)
政令市	17(16)	20(20)	85.0%(80.0%)
中核市	36(30)	45(43)	80.0%(69.8%)
特例市	30(27)	39(40)	76.9%(67.5%)
一般市			
一 15万人以上	62(56)	77(78)	80.5%(71.8%)
二 10万人以上15万人未満	84(66)	102(102)	82.4%(64.7%)
三 10万人未満	342(258)	529(530)	64.7%(48.7%)
町	207(161)	420(431)	49.3%(37.4%)
村	192(127)	498(491)	38.6%(25.9%)
人口(万人)	9,794(8,430)	12,709(12,729)	77.1%(66.2%)

全自治体人口出典：総務省統計局 人口推計—平成27年9月報—

<参考資料>

小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン

[http://www.env.go.jp/recycle/kaden/conf/attach/rep\\_201503.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/kaden/conf/attach/rep_201503.pdf)

### (3) 不適正処理に対する取締りについて

消費者による廃家電の適正排出を促進していくためには、関係主体がそれぞれの立場を最大限活用し、連携しながら普及・啓発を実施する必要がある。貴都道府県におかれては、違法な廃棄物回収業者に排出されることなく、消費者により、法や自治体の定める適正なルートに排出されるよう、貴管内市区町村に対して、引き続き廃家電の適正排出の啓発を実施していただくとともに、今後、各主体が普及啓発を実施する際には、御協力頂くようお願いしたい。

また、使用済家電の適切な処理を担保し、適切にリサイクル料金を負担している者との公平性や、国内のリサイクルの形骸化、海外での環境汚染に繋がらないよう、貴都道府県におかれては、貴管内の市区町村と連携し、警察などの関係機関に協力を求めつつ違法な廃棄物回収業者やヤード業者、その他不適正処理を行う業者の指導取締りをお願いしたい。

上記の取組を推進するため、昨年度、違法な廃棄物回収業者対策のためのセミナーを実施（全国3箇所で開催）した。今年度も、全国4箇所にて開催を予定しているため、是非、参加頂きたい。また、雑品スクラップの保管等による生活環境への影響を防止するための有害使用済機器対策等の新設等を内容とする廃棄物処理法、バーゼル法の改正法については、本年6月16日に公布されたところであり、今後、施行に向け、政省令等について定められる予定である（改正法の詳細については、P.203「(1)④有害使用済機器の保管・処分に対する規制」を参照のこと）。

### (4) 不法投棄・離島対策等の状況について

平成27年度の廃家電4品目の不法投棄台数（推計値）は、エアコンが1,100台（構成比1.5%）、ブラウン管式テレビが43,300台（同62.2%）、液晶・プラズマテレビが4,300台（同6.2%）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が14,100台（同19.7%）、電気洗濯機・衣類乾燥機が6,900台（同9.4%）で、4品目合計では69,700台（前年度と比較して約6.6%減）となった。

<参考資料>

平成27年度廃家電の不法投棄等の状況について（お知らせ）

<http://www.env.go.jp/press/103506.html>

また、一般財団法人家電製品協会が実施している不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力については、平成 32 年度まで延長して実施されることとなっており、平成 30 年度分の公募については、近日中に実施される予定である。

不法投棄された廃家電の処理費用の負担軽減や離島地域における廃家電の製造業者等への引渡しに関する負担軽減となることから、都道府県におかれては、貴管内市区町村に対し、本事業の積極的活用を御検討いただくよう周知をお願いしたい。

<参考資料>

不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力（家電製品協会HP）

[https://www.aeha.or.jp/recycle/support\\_index.html](https://www.aeha.or.jp/recycle/support_index.html)

## （5）家電 4 品目を取り扱う廃棄物処分業者の実態把握

家電 4 品目の処分を行う者は、廃棄物処理法に基づく処理基準（「特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として大臣が定める方法」（平成 11 年 6 月厚生省告示第 148 号））を遵守する必要があり、この処理基準は、家電リサイクル法の再商品化義務者である家電メーカーやその委託先のプラントのほか、廃棄物処分許可業者についても当然適用される。

また、家電リサイクル法に規定されている、製造業者等が達成すべき再商品化等基準については、平成 27 年 4 月 1 日に引上げを行ったところであるが、廃棄物処分許可業者においても、この基準を達成することが望ましい。さらに、家電メーカーに対して、家電リサイクルの質を担保していく観点から、部品及び材料の分離等に関する望ましい取組について示したガイドラインを平成 27 年 1 月に策定したところであるが、当該ガイドラインは廃棄物処分許可業者においても遵守することが望ましい。

都道府県におかれては、家電 4 品目の処分を行う廃棄物処分許可業者について、その実態を把握するとともに、処理基準が遵守されているか、処理基準を満たすための設備が導入されているか等について、指導、監督をお願いしたい。

<参考資料>

- ・再商品化率の引き上げと高度なりサイクルの促進について

<http://www.env.go.jp/council/03recycle/y032-33/mat04.pdf>

- ・再商品化率等ガイドラインの概要について

[http://www.env.go.jp/council/03recycle/y032-34/mat05\\_3.pdf](http://www.env.go.jp/council/03recycle/y032-34/mat05_3.pdf)

### 3. 小型家電リサイクル法について

#### (1) 施行状況

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(平成 24 年法律第 57 号。以下、「小型家電リサイクル法」という。)が平成 25 年 4 月 1 日に施行され、4 年が経過したところである。

使用済小型家電の回収量は年々増加してきており、平成 27 年度には 6 万 7 千トンまで伸びてきたが、小型家電リサイクル法施行時に定められた基本方針における回収目標「平成 27 年度までに年間回収量 14 万トン」に対して、約半分程度の回収量にとどまった。

<参考資料>

- ・ 小型家電リサイクル法関係資料

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/law.html>

- ・ 中央環境審議会循環型社会部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会（第 15 回）資料

<http://www.env.go.jp/council/03recycle/y038-15.html>

#### (2) 基本方針改正の内容について

平成 28 年 12 月に開催された中央環境審議会・産業構造審議会合同会合において、小型家電リサイクル法に基づく基本方針に定める再資源化を実施すべき量に関する目標について、「平成二十七年度まで」とされている目標年度を法施行から 5 年後に当たる「平成三十九年度まで」に変更するとの方針が確認された。環境省及び経済産業省では、上記を踏まえ、パブリックコメントを経て、基本方針を平成 29 年 4 月 5 日付けで改正し公布した。

今後、更なる回収量の拡大に向けた取組が必要である。引き続き、市町村に向けた優良事例の紹介や、効率的・効果的な回収体制構築のための情報共有を実施するので、都道府県におかれては、管下の市町村に対し、情報提供や連絡会議の開催等、市町村の参加拡大と更なる回収量の確保に向けた御支援をお願いしたい。

#### (3) 市町村の取組状況について

平成 28 年 4 月、使用済小型家電のリサイクルへの取組状況や課題等を把握するため、各市町村に実態調査を行った。

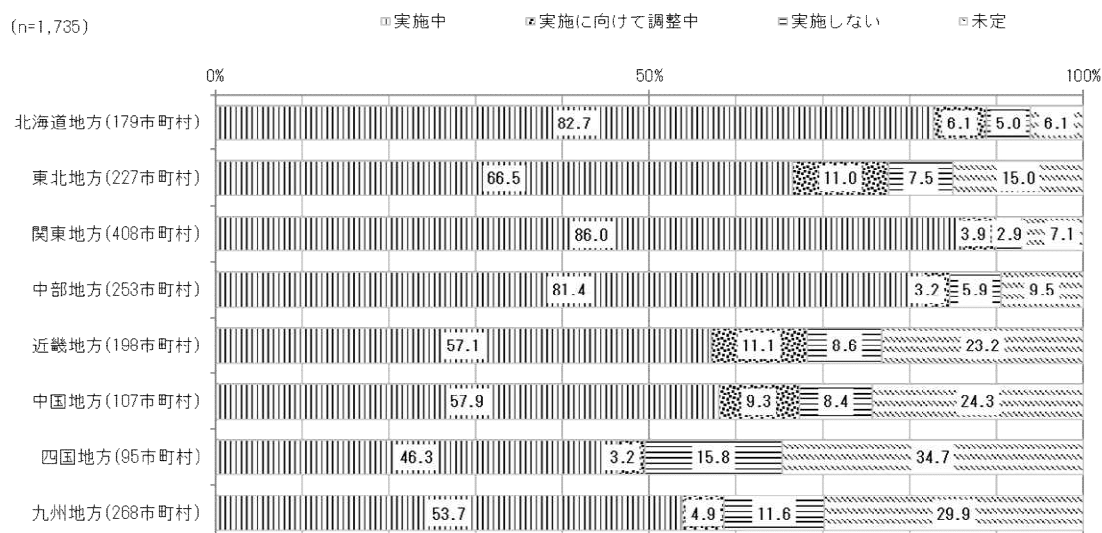
小型家電の回収・リサイクルの取組について、参加又は参加の意向を示した市町村が、全国 1,741 市町村（特別区含める）のうち、前回調査（27 年 4 月 1 日時点）は 1,305 市町村（全市町村の 75.0%）であったのに対し、今回調査（28 年 4 月 1 日現在）では、1,327 市町村（同 76.2%）となるなど、小型家電リサイクル法施行から 3 年が経過し、市町村による取組が広まっていることを示す結果となった。

今後はこれまでに蓄積した知見を元に、より効率的・効果的な回収スキームの構築に向けた支援を進めて参りたい。今後とも、できる限り多くの市町村の取組を促進するよう最大限努めていくので、引き続き、都道府県等におかれても協力をお願いしたい。

### 市町村における使用済小型電子機器等のリサイクルへの取組状況

		実施中	実施に向けて調整中	未定	実施しない	合計
H28. 4 時点 有効回答 1,735	市町村数	1,219	108	283	125	1,735
	全市町村に占める割合	70.0%	6.2%	16.3%	7.2%	99.7%
	人口ベースでの割合	86.8%	5.1%	5.8%	2.2%	99.9%
H27. 4 時点 有効回答 1,741	市町村数	1,073	232	316	120	1,741
	全市町村に占める割合	61.6%	13.3%	18.1%	6.9%	100%
	人口ベースでの割合	79.8%	10.3%	7.5%	2.6%	100%

### 地方別の小型家電リサイクル制度への参加意向



#### **(4) 市町村への回収量拡大に向けた支援について**

市町村における小型家電の効率的な回収体制の構築を支援すること等を目的に、平成 24 年度から平成 27 年度まで「使用済小型電気電子機器リサイクルシステム構築実証事業」を実施し、約 500 の市町村が事業に参加した。

また、市町村の小型家電リサイクル事業の費用便益を簡便に計算することを目的として、費用便益分析ツールを作成し、平成 28 年 4 月に全国の市町村に配布した。

さらに、平成 28 年度から市町村における小型家電リサイクルの拡大及び継続性確保に結びつく効果的・効率的な回収体制構築に向けた市町村支援事業を実施した。本事業は、これまでに蓄積したノウハウを活かし、回収量拡大を図りたい市町村や事業継続に課題を持っている市町村に対し、現在の取組状況のヒアリングや、清掃工場の現場確認、小型家電リサイクルに係わる費用便益の分析等を行うことで個別の市町村の状況を十分に把握した上で、小型家電リサイクルの拡大及び継続性確保に結びつく対策メニューを提案し、提案したメニューを実施した上で効果を測定するものである。なお、今年度も同様の市町村支援事業を実施する予定である。

#### **(5) 認定事業者の認定状況と指導監督について**

平成 25 年 4 月 1 日より小型家電リサイクル法が施行され、再資源化事業を行おうとする者による再資源化事業計画の申請受付を開始し、計画の内容について審査をしてきたところであるが、平成 29 年 5 月 31 日までに合計 49 者の再資源化事業計画を認定した。今後も、認定された事業者の情報は、随時自治体にお知らせする予定である。

また、引き続き認定事業者に対し、認定に係る再資源化の実施状況について報告を求めるほか、平成 27 年度から認定事業者の事務所や再資源化事業計画で定める委託先の工場等に立入り、帳簿や書類等について検査を実施し、認定された計画どおり事業を実施していない場合には、必要な指導及び処分等を実施することで、適正なりサイクルが確保されるよう、引き続き適切に指導監督していく。

一方で、認定事業者については、小型家電リサイクル法第 13 条により廃棄物処理事業者として廃棄物処理法の規定の適用を受けることとなっており、自治体による改善命令や措置命令の対象となる。また、これらの認定事業者は、小型家電リサイクル制度に基づく認定のほか、一般廃棄物処理業や産業廃棄物処理業許可、施設設置許可等を取得していることが多いことから、都道府県等

や市町村におかれても、廃棄物処理法に基づく適切な指導監督をお願いしたい。

また、廃棄物処理法第15条の2の5に規定する産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例については、同条に基づく廃棄物処理法施行規則第12条の7の16において、対象となる一般廃棄物に「使用済小型電子機器等」が追加されている。都道府県におかれては、認定申請を予定する事業者からの届出について、適切に御対応頂きたい。

## **(6) 市町村による再資源化事業者との契約について**

「市町村ー認定事業者の契約に係るガイドライン」では、地元業者は適正な再資源化が可能であると各市町村において判断できる場合には、小型家電リサイクル法第5条に規定する「その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者」（以下、「その他適正な者」という。）として認定事業者と同等に契約を行うことも可能とされている。一方で、認定事業者と同様に「適正な再資源化」がなされているかどうか、市町村で御確認頂く必要があるので、御注意頂きたい。

また、小型家電リサイクル法第5条において、地方公共団体の責務として「収集した使用済小型電子機器等を第10条第3項の認定を受けた者その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない」とされている。については、小型家電リサイクルの実施及び再資源化事業者との契約に当たっては、適切に再資源化を実施し得る者を選定できるよう「市町村ー認定事業者の契約に係るガイドライン」に沿った入札方式の採用について、貴管下市町村へ周知徹底をお願いしたい。

## **(7) 2020 東京オリンピック・パラリンピック入賞メダル製作を通じた小型家電リサイクル法の普及啓発について**

本年度は、2020 東京オリンピック・パラリンピック大会の入賞メダルに小型家電から抽出されたりサイクル金属を用いるプロジェクトにおいて、日本全国のすべての国民の参加が得られる体制を構築し、小型家電リサイクル制度がレガシーとして循環型社会に定着することを目指す。具体的には、パンフレットの作成・配付、広報動画の作成、簡易型回収ボックスの配付、全国の市町村の小型家電回収情報をとりまとめた「小型家電リサイクル回収ポータルサイト」の公開、学校教育で実際に活用できる資料教材である、「小型家電リサイクル学習授業支援パッケージ」の作成・配付等を行った。



< 参考資料 >

- 環境省HP 小型家電リサイクル関係 消費者向け解説資料

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/consumer.html>

- 環境省HP 小型家電リサイクル関係 小型家電リサイクル学習授業支援パッケージ

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/kodenzuyugyo.html>

環境省が  
提案する

(小型家電リサイクル学習)  
授業支援パッケージ

授業映像 指導案 資料教材 動画コンテンツ ワークシート  
が、まるごとセット

都市には鉱山がある!

「小型家電の回収率4%。大切な資源がゴミになっています。」

パッケージ活用の効果

- ▶ 授業の準備がスイスイ簡単にできます
- ▶ 1時間の授業で「ごみの学習」を豊かにします
- ▶ 誰でも手軽に指導できます
- ▶ 学習指導要領にも準拠したテーマです
- ▶ 充実した動画でわかりやすい授業を実現します

環境省  
Ministry of the Environment

「小型家電リサイクル学習授業支援パッケージ」

「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」共通ポスター

## (8) 小型家電リサイクルに関する情報共有について

今後、小型家電リサイクル法においては、普及啓発とともに、排出主体である市民及び回収主体である市町村のより一層の取組の推進が不可欠である。そのためには、市町村が複数の関係者と調整し、効果的に回収している優良事例をとりまとめ、多くの市町村と共有することが重要である。

環境省では、小型家電リサイクルについて回収方法の拡大や回収方式の工夫、効果的な広報を実施している市町村の取組をとりまとめた。また、本年2月には複数の市町村が集まってそれぞれの取組を発表し、情報を共有する意見交換会を開催した。都道府県におかれては、関係主体同士の情報共有を促し、さらなる取組を進めていただきたい。

< 参考資料 >

環境省 HP 小型家電リサイクル関係

市町村の小型家電リサイクル取組に関する意見交換会

[http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/post\\_15.html](http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/post_15.html)

## (9) 小型家電リサイクル法施行上の留意点

携帯電話やパソコンはメーカー等による自主回収のスキームも既に実施されているが、様々な排出方法を選択できることによる消費者の利便性向上、さらに、高品位品であるため回収量増加により事業採算性の確保が期待できることから、各市町村におかれても積極的に小型家電リサイクル法に基づく回収を行っていただきたい。

特にパソコンについては、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、メーカーによる自主回収が従来から実施されてきたことから、小型家電リサイクル法に基づく回収の対象品目に含めていない市町村が少なくない。こうした背景から、環境省では平成 28 年 11 月 11 日付け事務連絡において各市区町村に対し、回収対象品目にパソコンを追加することを検討頂く様にお願いしたところである。

## 4. パソコン及び二次電池のリサイクルについて

### (1) 資源有効利用促進法について

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）においては、政令で指定した製品について製造等事業者による回収及び再資源化の取組を求めており、現在、パソコン及び小形二次電池を対象製品（指定再資源化製品）に指定している。

<参考資料>

環境省ホームページ（資源有効利用促進法の概要）

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/recyclable/gaiyo.html>

#### ① パソコン

事業系パソコンについては、製造等事業者が自ら指定した指定回収場所において自主回収し、再資源化を行い、リサイクル費用は排出者が排出時に負担することとなっている。

家庭系パソコンについては、平成15年10月から製造等事業者による自主回収及び再資源化が開始された。なお、平成15年10月以降、新規に販売されたパソコンについては、当該製品が廃棄される際には当該製造等事業者が無償で引き取ることとしている。

また、一般社団法人パソコン3R推進協会により、自作パソコンや倒産したメーカーのパソコン等のメーカー等不存在パソコンの回収及び再資源化についても、平成16年7月から開始されている。

なお、パソコンについては上述の自主回収のスキームのほか、様々な排出方法を選択できることが消費者の利便性向上になり、ひいては全体としてのリサイクルが促進されることから、小型家電リサイクル法の対象品目にも指定されており、両スキームを活用してリサイクルの推進を図っていただきたい。

<参考資料>

- ・一般社団法人パソコン3R推進協会ホームページ（自治体向け広告サンプル）

<http://www.pc3r.jp/home/pdf.html>

- ・資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の各事業者等による実施状況の公表について

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/recyclable/27jokyo.pdf>

## ② 二次電池

小形二次電池については、製造等事業者が小形二次電池使用機器の製造等事業者の協力を得つつ、小形二次電池の使用事業者からの回収及び販売店の店頭等に設置した回収箱での回収を無償で行い、再資源化を実施している。

従来から小形二次電池は無償で回収されてきた経緯もあり、法に基づく自主回収等が更に進むことによってリサイクルの推進が図られることが期待される所であり、都道府県においても、小形二次電池のリサイクル、とりわけ家庭からの小形二次電池の回収が円滑に進むよう、小形二次電池が含まれる機器の情報提供や貴管内における具体的な回収場所の把握、住民への周知など、市町村の住民等に対する普及啓発等の推進をお願いしたい。

### <参考資料>

- ・ 小型充電式電池リサイクルのページ（有限責任中間法人 J B R C のページ）  
<https://www.jbrc.com/>
- ・ 資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の各事業者等による実施状況の公表について  
<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/recyclable/27jokyo.pdf>

## 5. 建設リサイクル法について

### (1) 施行状況

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）では、対象建設工事における分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の義務付け及び解体工事業の登録が定められている。

特定建設資材廃棄物の再資源化等の実績については、平成 24 年度実績において、アスファルト・コンクリート塊で 99.5%、コンクリート塊は 99.3%、木材は 94.4%（縮減を含む。）となっており、引き続き木材については、建設リサイクル基本方針で定められた平成 22 年度の目標値（95%）の達成に向けて取り組むことが求められる。

また、平成 27 年度における発注者による対象建設工事の届出は約 26 万 5 千件となっている。

<参考資料>

建設廃棄物の現状

<http://www.env.go.jp/recycle/build/genjyo01.pdf>

### (2) 法の普及・啓発及び的確な法施行等

建設リサイクル法第 10 条で定める対象建設工事の届出漏れが散見されることから都道府県等におかれましては、引き続き、本法の周知、普及・啓発等についての取組みをお願いしたい。

また、届出された解体工事等において特定建設資材廃棄物の再資源化等の的確に実施されていること及び建設資材廃棄物やその他残置物が廃棄物処理法や家電リサイクル法に基づき処理されていることを確認するため、必要に応じて抜き打ちの立入検査を実施するとともに、違反事案に対しては措置命令を含めた厳格な対処をお願いしたい。

さらに、本法の円滑な施行に向けては、かねてからお願いしているとおり、建設資材廃棄物の再資源化及び適正処理の確保を図るために、届出情報等を関係する行政部局間（建設部局及び環境部局）で共有するなどの連携が重要であり、両部局間において適宜情報交換を行う等、相互の連絡調整が十分図られるよう特に留意願いたい。なお、行政間における情報共有等の連携については、公益に資する目的で、個人情報保護条例の規定の範囲内で個人情報を利用する

ことは有益であり、行政における情報共有が進んで初めてパトロールの効率的運用が実現するとの意見もあることから、建設部局との情報共有等の連携がスムーズになされるよう連携強化を図り、監視指導等を共同実施するなど工夫されたい。

今年度も、年2回ほどを予定している、通常のパトロール体制を強化した建設部局との合同による全国一斉パトロールの実施に御協力いただきたい。

### **(3) 解体工事における家電4品目の適正処理の徹底**

解体する建築物等の内部に家電リサイクル法対象の家電4品目等がある場合には、その所有者は、解体工事等の施工に先立ち、これらを残置しないようにする必要がある。しかしながら、建設解体工事由来のエアコンの室外機が違法な廃棄物回収業者やスクラップ輸出業者のヤードで大量に見つかる事例や、家電4品目の指定引取場所に、建設解体工事由来のエアコンが室内機のみで持ち込まれる事例が発生している。

家電4品目については、家電リサイクル法又は廃棄物処理法に従って適切に処理されるよう、所有者や事業者に対して周知徹底を図るとともに、市町村に対しての周知徹底をお願いしたい。

## 6. 食品リサイクル法について

### (1) 施行状況

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）の施行後 15 年以上が経過し、食品廃棄物等の発生量は減少傾向、食品循環資源の再生利用等実施率は上昇傾向にあるなど、一定の成果が認められる。

平成 27 年度における食品循環資源の再生利用等実施率

業種	年間発生量 (千トン)	業種別実施率 目標 (%)	再生利用等実施率(%) ( )の数字は再生利用等実施量							
			発生抑制	再生利用	(用途別仕向先)			熱回収	減量	
					飼料	肥料	その他			
食品製造業	16,533	95	95 (17,848千t)	12 (2,186千t)	71 (13,349千t)	55 (10,286千t)	11 (2,154千t)	5 (910千t)	3 (424千t)	11 (1,889千t)
食品卸売業	294	70	60 (197千t)	10 (34千t)	45 (149千t)	15 (49千t)	23 (76千t)	8 (25千t)	0 (1千t)	4 (13千t)
食品小売業	1,275	55	47 (714千t)	15 (229千t)	31 (478千t)	13 (197千t)	11 (163千t)	8 (117千t)	0 (2千t)	0 (5千t)
外食産業	1,995	50	23 (504千t)	7 (154千t)	13 (288千t)	3 (62千t)	5 (101千t)	6 (124千t)	0 (0千t)	3 (62千t)
食品産業計	20,096	—	85 (19,264千t)	11 (2,604千t)	63 (14,264千t)	47 (10,594千t)	11 (2,494千t)	5 (1,174千t)	2 (426千t)	10 (1,970千t)

食品リサイクル法では、基本方針において食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する業種ごとの目標を掲げているが、食品流通の川下に至るほど分別が難しくなることから、食品製造業の再生利用等実施率は高いものの、食品卸売業、食品小売業、外食産業の順に低くなっている状況に変わりはない。

### (2) 食品リサイクル法の見直しを受けた新たな基本方針の策定等

食品リサイクル法については、平成 25 年 3 月から中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会と食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会との合同会合（以下本項において「合同会合」という。）において同法の施行状況の点検の議論が行われ、平成 26 年 10 月に「今後の食品リサイクル制度のあり方について」（中央環境審議会意見具申）が取りまとめられた。また、同法に基づく「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（以下本項において「基本方針」という。）の策定等に関して「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の策定等について」（中央環境審



議会答申)が取りまとめられた。本答申を踏まえた新たな基本方針の策定等を、平成 27 年 7 月末に行った。

<参考資料>

- ・「今後の食品リサイクル制度のあり方について」(中央環境審議会意見具申)  
<http://www.env.go.jp/press/18788.html>
- ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の策定等について」(中央環境審議会答申)  
<https://www.env.go.jp/press/100832.html>

新たな基本方針では、食品関連事業者の業種ごとの再生利用等実施率について、平成 27 年度から平成 31 年度までの新たな目標を盛り込んでいる。

再生利用等実施率目標

	食品製造業	食品卸売業	食品小売業	外食産業
<b>(新) 目標値</b>	<b>95 %</b>	<b>70 %</b>	<b>55 %</b>	<b>50 %</b>
(旧) 目標値	85 %	70 %	45 %	40 %
(参考) 平成 27 年度実績	95 %	60 %	47 %	23 %

これらの食品関連事業者の目標は、食品関連事業者の再生利用等に関する努力のみによって達成されるものではなく、食品循環資源の再生利用等を促進するため、国、地方公共団体、再生利用事業者、農林漁業者等及び消費者が連携しつつそれぞれ積極的な役割を果たすことが重要である。都道府県等におかれは、管下市町村における事業系食品循環資源の再生利用の取組が促進されるよう、管下市町村等との連携を図りながら積極的な御対応をお願いしたい。

<参考資料>

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律関係省令の一部改正等の公表及び意見募集(パブリックコメント)の結果について(お知らせ)

<http://www.env.go.jp/press/101285.html>

### (3) 国連持続可能な開発目標 (SDGs) 及び G7 富山環境大臣会合

平成 27 年 9 月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な発展のための 2030 アジェンダ」に盛り込まれた「持続可能な開発目標 (SDGs)」では、食品廃棄物に関して、「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」目標が掲げられた。

平成 28 年 5 月に富山県・富山市で開催された G 7 富山環境大臣会合で採択された「富山物質循環フレームワーク」においても、国連持続可能な開発目標のターゲット 12 の 3 に沿って、食品ロス・食品廃棄物の最小化及び有効かつ安全な利用に向けたイニシアティブを加速させること等が盛り込まれた。

今後、こうした国際合意も踏まえながら、我が国における食品ロス削減・食品リサイクルを促進していくこととしている。

#### <参考資料>

G 7 富山環境大臣会合の結果について

<http://www.env.go.jp/press/102546>

### (4) 発生抑制／食品ロス削減の取組

食品リサイクル法の下で設定されている食品関連事業者の発生抑制の目標値については、平成 27 年 8 月から更に業種を拡大して設定した。また、新たな基本方針等を踏まえ、官民を挙げた食品ロス削減国民運動を展開し取組を促進することとしている。都道府県等におかれては、管下の市町村と連携し、域内の食品ロスの発生状況の把握へ努めるとともに、創意工夫のある地域の食品ロス削減の取組の促進をお願いしたい。特に、家庭から排出される食品ロスについての実態把握を進めるため、平成 28 年 1 月に公表した廃棄物処理法の新たな基本方針において、家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数を増大させる目標を設定する等した。環境省としても、自治体の先進事例や関連の調査結果等について情報共有を随時行うとともに、組成調査による食品ロス発生量の把握や先進事例の形成への支援を行っていく。

#### ① 食品関連事業者の発生抑制の目標値

平成 24 年 4 月に暫定的に設定された食品廃棄物等の発生抑制の目標値について、業種を拡大し、平成 26 年 4 月から 75 業種のうち 26 業種について

目標値が本格施行された。さらに、平成 27 年 8 月から新たに 5 業種について発生抑制の目標値（基準発生原単位）を設定した。

<参考資料>

食品廃棄物等の発生抑制の取組

[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/hassei\\_yokusei.html](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/hassei_yokusei.html)

## ② 食品ロス量全国推計値の公表

本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」が国全体で年間約621万トン（平成26年度実績）あるとの推計を環境省及び農林水産省において平成29年4月に公表したところである。

## ③ 「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」の設立支援

「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する自治体が、広く全国で食べきり運動等を推進し、食品ロスを削減することを目的として、平成 28 年 10 月に福井県を事務局とする協議会（平成 29 年 5 月現在で 47 都道府県 247 市区町村が参加）の設立に協力した。都道府県等におかれては、管下市町村等への積極的な協議会への参加の呼びかけをお願いしたい。

## ④ 「第 1 回食品ロス削減全国大会」を松本市で開催

平成29年10月30日、31日に、長野県松本市において、「第 1 回食品ロス削減全国大会～広がれ30・10inまつもと～」(主催：松本市、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会)を開催する。都道府県等におかれては、追って案内を送らせていただくので、管下市町村等への積極的な大会への参加の呼びかけをお願いしたい。

## ⑤ 家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数の目標

平成 28 年 1 月に策定した「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(廃棄物処理法基本方針)では、家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数について、現状(平成 28 年度 63 市町村)に対し、平成 30 年度までに 200 市町村に増大させる目標を設定する等した。

平成 29 年度は、食品ロスの割合の調査を行う意向のある市町村に対して支援を行うことで、食品ロスの割合の調査を実施する市町村数を増やしてい

くこととしている。

<参考資料>

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更及び意見募集の結果について（お知らせ）

<http://www.env.go.jp/press/101974.html>

## （５）登録再生利用事業者制度及び再生利用事業計画の認定制度

食品リサイクル法では、食品循環資源の再生利用を促進していくため、再生利用の委託先となる事業者を確保する観点から「登録再生利用事業者制度」が、また、再生品である飼料、肥料等とそれによって生産された農畜水産物の利用までを含めた計画的な再生利用の促進を図る観点から「再生利用計画認定制度」（いわゆる「食品リサイクルループ」認定制度）が設けられている。

登録再生利用事業者は、平成 28 年度末時点で 174 まで増加し、食品リサイクルの円滑な実施に貢献してきたところである。一方、登録再生利用事業者等による再生利用事業が必ずしも適正に行われず、廃棄物処理法違反等の生活環境保全上の支障を生じるような事態も発生していることを踏まえ、登録再生利用事業者の食品廃棄物等の適正な処理を確保するため、登録の基準に特定肥飼料等の製造及び販売の実績からみて、当該再生利用事業の実施に関し生活環境の保全上支障を及ぼすおそれがないと認められることを追加した。廃棄物処理法に基づく地方公共団体の対応と連携しつつ、国が登録再生利用事業者への指導・監督を強化していくこととされた。

また、平成 28 年 1 月に発覚した食品廃棄物の不適正な転売事案は、登録再生利用事業者が関与するものであったことから、環境省としても、農林水産省等と連携し、問題となった事業者に対して食品リサイクル法に基づく登録の取消しを含め、厳正に対処してきたほか、全ての登録再生利用事業者に対して国による立入検査を実施した。その結果、本事案以外に廃棄食品の転売を行っていた事例の報告はなかったが、今回の事案を未然に防げなかったことを踏まえ、食品リサイクル法の登録審査及び登録事業者に対する国の指導監督を強化することとしているところである。とりわけ、登録申請者が廃棄物処分業を行う地方公共団体での行政指導等の状況を国が照会し審査時等に参照することや、国による食品リサイクル法に基づく立入検査と地方公共団体による廃棄物処理法に基づく立入検査との連携を強化していくこととしている。

食品リサイクルループ認定制度については、地方環境事務所、地方農政局等

による食品関連事業者、再生利用事業者、農林漁業者、地方自治体のマッチングの強化や、地方自治体の理解促進等により食品リサイクルループの形成に向けた主体間の連携を促進することが必要であることである旨が基本方針に示された。これを受けて環境省では平成 28 年秋に「食品リサイクル推進マッチングセミナー」を開催した（全国 3 ヶ所）。平成 29 年度秋にも引き続き開催予定としており、都道府県等におかれては、当該セミナーに参加していただくよう積極的な呼びかけとともに、地域における多様な食品リサイクルループの形成を促進していただくよう引き続き御協力をお願いしたい。

<参考資料>

平成 28 年度食品リサイクル推進マッチングセミナーの実施結果

[http://www.env.go.jp/recycle/food/kanren\\_siryo.html](http://www.env.go.jp/recycle/food/kanren_siryo.html)

## （6）食品廃棄物の転売防止のための排出事業者への要請

本件の詳細は、P. 291「食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための対応について」を、御参照頂きたい。

## （7）地域における食品廃棄物等の発生抑制・再生利用の取組

食品流通の川下の再生利用等が進んでいない理由として、食品廃棄物等の分別が困難であること、性状が不均質であること、民間事業者の再生利用料金が公共サービスである市町村の処理料金よりも結果として割高となっていること、食品廃棄物等の発生場所に再生利用施設が不足していること等が挙げられている。また、家庭系食品廃棄物の再生利用も依然として低調となっている。

こうした中、地域の食品循環資源の再生利用等の促進に向けて、食品廃棄物等の発生状況及び再生利用製品の利用の状況等の地域の実情に応じ、地方公共団体が主体的な役割を担うことが期待されているところである。新たな基本方針において、

- ・市町村は、民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う食品循環資源の再生利用等の実施等について、市町村の定める一般廃棄物処理計画において適切に位置付けるよう努める
- ・市町村における一般廃棄物の処理料金については、環境保全を前提としつつ地域の実情に応じて市町村が決定しているところであるが、その際には、食品循環資源の再生利用等の促進の観点も踏まえることが望ましい。
- ・市町村は、一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用（3R）を進めるた

め、廃棄物処理に係るコストの透明化等を一層促進する

- ・都道府県は、管内の市町村と連携を図りながら、自らが実施する循環型社会形成推進に係る施策において食品循環資源の再生利用等を位置付け、食品循環資源の再生利用等の更なる推進を図る
- ・国は、地方公共団体に対して、食品循環資源の再生利用等の制度に係る説明・意見交換を随時行うほか、地域における食品循環資源の再生利用等の推進、法に基づく取組への一層の積極的な対応を促す
- ・国は、地方公共団体に対して、リサイクルループの範囲内における市町村の区域を越えた食品循環資源の収集運搬及び再生利用が認定計画に沿って円滑に行われるよう、市町村の定める一般廃棄物処理計画への位置付けを含め、必要な周知を行う

等が盛り込まれた。

食品リサイクル法の主な内容や新たな基本方針を踏まえて必要となる措置等について、都道府県及び市町村の廃棄物担当部局に周知を図るため、平成 28 年 5 月に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく取組等の更なる推進について」（平成 28 年 5 月 17 日付環廃企発第 1605171 号・環廃対発第 1605171 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長・廃棄物対策課長連名通知）を発出したところであるので、御参考にされたい。また、平成 28 年 9 月に新たな基本方針等の趣旨を踏まえた「ごみ処理基本計画策定指針」の改定がなされたところであるので、同様に御参考にされたい。都道府県等におかれては、管下市町村における検討が進められるよう、管内の市町村と連携を図りながら食品循環資源の再生利用等を促進していただきたい。

#### <参考資料>

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく取組等の更なる推進について」（平成 28 年 5 月 17 日付環廃企発第 1605171 号・環廃対発第 1605171 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長・廃棄物対策課長連名通知）

[http://www.env.go.jp/recycle/food/160517\\_suisin.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/food/160517_suisin.pdf)

#### ① 食品リサイクル法に基づく定期報告データの都道府県別集計

平成 28 年度（平成 27 年度分の定期報告データ）より、地域における食品廃棄物等の発生状況をよりきめ細かく把握できるよう、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者からの定期報告の様式を変更し、食品関連事業者の食品廃棄物等の発生量、再生利用量等を都道府県別に報告させ集計し、平成 29 年 4 月に農林水産省のホームページに公表した。

<参考資料>

食品リサイクル法に基づく定期報告の都道府県データの集計結果について  
(平成27年度)

[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s\\_houkoku/kekka/attach/pdf/gaiyou-24.pdf](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s_houkoku/kekka/attach/pdf/gaiyou-24.pdf)

## ② 養豚農業振興法を受けた環境省の対応

平成26年6月に「養豚農業振興法」が公布・施行された。このことを機に、養豚業におけるいわゆる「エコフィード」(食品循環資源を原材料とする飼料)の製造及び利用の更なる促進が求められている。エコフィードの製造及びその利用については、従来から、食品リサイクル法に基づく特例措置等を通じ、その促進を図ってきた。一方、関係事業者からは、食品循環資源について、廃棄物処理法の下での廃棄物該当性の判断について各地域においてばらつきがある、食品リサイクル法の特例制度等の周知・活用が十分になされていない場合がある等との指摘がなされている。これを受けて、環境省では、養豚農業振興法に基づく養豚農業の振興に関する基本方針の公表(平成27年4月)に合わせ、養豚業におけるエコフィードの利用について、環境保全を前提としつつ、地域の実情に応じて更なる促進を図っていただく際の参考としていただけるよう、

- ・食品リサイクル法等の下での特例制度についての紹介
  - ・特例制度を活用したエコフィードの利用促進事例
- 等を資料集(ガイドブック)として取りまとめた。

<参考資料>

養豚業におけるエコフィードの利用の促進と廃棄物処理法制(資料集)

<http://www.env.go.jp/recycle/food/ecofeedguidebook1504.pdf>

## ③ 学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3Rの促進

平成26年10月の「今後の食品リサイクル制度のあり方について」(中央環境審議会意見具申)では、学校給食用調理施設について、食品廃棄物を継続的に発生させている主体の一つであり、食品廃棄物の処理実態等を調査した上で、食品ロス削減国民運動の一環として食品ロス削減等の取組を実施するとともに、調理くずや食べ残しなどの食品残さのリサイクルを推進することが必要であると提言された。これを受けて、環境省では、文部科学省の協力も得て、学校給食から発生する食品ロスの削減・食品リサイクルの取組の

実施状況等を把握するため、市町村等を対象としたアンケート調査を実施した。また、容器包装の分野ではリユースの取組の一つとしての学校給食におけるびん入り牛乳の利用を促進してきた。

こうした背景も踏まえ、環境省では、学校給食における再生利用等の取組を促進するため、学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3R促進に関するモデル事業を平成27年度から開始し、市町村からの提案を受けて、実施地域として平成27年度は3市（北海道札幌市、長野県松本市、岐阜県恵那市）、平成28年度は2市（千葉県木更津市、京都府宇治市）を採択した。また、平成29年度も引き続き事業を実施している。

<参考資料>

- ・学校給食から発生する食品ロス等の状況に関する調査結果  
<http://www.env.go.jp/press/100941.html>
- ・平成28年度学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3R促進モデル事業に係る実施結果  
[http://www.env.go.jp/recycle/food/kanren\\_siryu.html](http://www.env.go.jp/recycle/food/kanren_siryu.html)



## 7. 自動車リサイクル法について

### (1) 施行状況

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「自動車リサイクル法」という。）が平成 17 年 1 月から完全施行された。

#### ① 使用済自動車の引取台数

平成 23 年度に自動車リサイクル法施行以降初めて 300 万台を下回ったが、平成 24 年度以降は例年並みに回復し、平成 27 年度は前年度から微減の 315 万台となった。

#### ② 特定再資源化等物品の再資源化等の状況

自動車メーカー等は、自動車破砕残さ（Automobile Shredder Residue、以下「ASR」という。）、エアバッグ類、フロン類を引き取り、ASR 及びエアバッグ類については達成すべき基準に従って再資源化を、フロン類については破壊を実施する義務がある。平成 27 年度における達成すべき基準に対する再資源化の状況は、ASR については 96.5～98.8%、エアバッグ類については 93～94%であり、各社ともに基準（ASR：70%、エアバッグ類：85%）を上回る再資源化を達成している。

#### <参考資料>

- ・自動車リサイクルシステムの運用状況  
<http://www.jarc.or.jp/automobile/manage/>
- ・自動車リサイクル法の施行状況に関する報告（産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会 第 43 回合同会合議事要旨・資料）  
<http://www.env.go.jp/council/03recycle/yoshi03-03.html>

### (2) 地方公共団体における法施行の強化について

違法行為や不適正な行為が行われたり、自動車リサイクル法で定められたルート以外のルートで使用済自動車又は解体自動車が処理されないよう、引き続き措置することが重要である。

無許可解体業者等の存在は、事業者の公正な競争環境の維持及び生活環境保全等の観点から不適切であり、これまでも地方公共団体及び関係団体とも連

携しつつ、自動車リサイクル法の運用に係る指針の作成等を実施してきたところである。また、各地方公共団体においては、立入検査を計画的に行う等、厳正な法の執行を実施していただいているところである。平成 26 年度は、「自動車リサイクル法に係る全国一斉立入検査」として、全国で一斉に問題のあるおそれの高い事業者に対して立入検査を行っていただいたが、引き続き違法な事業者の撲滅に向けて、各自治体において取組を進めていただきたい。

とくに、昨今は、解体業者によるエアバッグ類のインターネットオークション販売、許可を持たない事業者への名義貸し、無許可業者による解体ヤードでの無許可解体等の複雑な課題も散見され、これらの課題についても取組を進めていただきたい。

#### <参考資料>

自動車リサイクル法に関する全国一斉立入検査の結果について（お知らせ）

<http://www.env.go.jp/press/100859.html>

### （３）不法投棄等の状況及び解消に向けた対応について

各地方公共団体の協力を得て、平成 28 年 3 月末時点の使用済自動車の不適正保管（野積等）及び不法投棄等の調査を実施した。

不適正保管及び不法投棄等の台数は、自動車リサイクル法施行時期（平成 17 年 1 月 1 日）前の約 22 万台（平成 16 年 9 月末）から約 0.56 万台（平成 28 年 3 月末）へと大幅に減少している。

また、事案当たり 100 台以上の大規模案件の件数及び台数についても、全国で 450 件から 6 件、約 13 万台から約 0.12 万台へと大幅に減少している。

また、不法投棄等の未然防止及び解消に関し、自動車リサイクル法第 105 条に基づき指定されている指定再資源化機関（（公財）自動車リサイクル促進センター）では、特定再資源化預託金等を活用し、自動車リサイクル法第 106 条第 1 項第 34 号及び第 4 号に基づく離島対策支援事業及び不法投棄等対策支援事業を実施している。

平成 28 年度は、離島対策支援事業として 85 市町村に 21,873 台分の輸送経費として 100,000 千円を支援した。不法投棄対策等支援事業については自動車リサイクル促進センターに事案の相談はあったところだが、行政代執行に係る支援要請はなかった。

不法投棄事案は一部地域で依然として残っており、各地方公共団体におかれては、必要に応じて自動車リサイクル促進センターのこれらの事業の活用を積極的に検討頂きつつ、引き続き使用済自動車の不法投棄等の未然防止及び解

消に向けた対応をお願いしたい。

<参考資料>

- ・離島対策支援事業について

<http://www.jarc.or.jp/recycle/support/index02.html>

- ・不法投棄等対策支援事業について

<http://www.jarc.or.jp/recycle/unlawfuldumping/>

#### (4) 自動車リサイクル法の見直しについて

自動車リサイクル法については、平成22年1月に取りまとめられた「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(合同会合報告書)において、「今回の検討から5年以内を目途に、改めて制度の在り方について検討を行うことが適当である。」とされていることを受け、平成26年8月から、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において同法の見直しについて審議を行い、平成27年9月に「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(以下、「報告書」という。)を取りまとめ、同年10月に中央環境審議会から環境大臣に対して意見具申を行った。

報告書において記載された課題について取り組んでいくなかでも、とりわけ自動車リサイクル制度の安定的な運用に向けて、国は自治体による指導の円滑化及びその徹底に向けた環境整備を図り、自治体による不適性事案及び無許可解体業者対策を進めてまいりたい。

この一環として、平成28年度に環境省は、自動車リサイクル制度の安定的な運用に向けた調査・検討を行い、関連事業者に対して指導権限をもつ都道府県・保健所設置都市における自動車リサイクル制度の運用に関する実態把握を行った。

また、その他の制度全般の課題については「自動車リサイクルに係る3Rの推進・質の向上に向けた検討会」において、環境配慮設計の推進、再生資源の需要と供給の拡大、有害物質やリサイクル阻害物質の対応の検討、リサイクルプロセスの全体最適化、リユース・リサイクルの推進に向けた質の向上の進捗状況の把握と評価などの項目について議論している。

<参考資料>

審議会の資料等

<http://www.env.go.jp/council/03recycle/yoshi03-03.html>

※報告書において指摘された課題のうち、取組主体に自治体が含まれるもの。

課題番号 11：使用済自動車の価値等に係るユーザーへの情報発信

課題番号 12：自治体指導の円滑化・徹底に向けた環境整備並びに不適正事案及び無許可解体業者への対策実施

課題番号 13：優良事業者差別化並びに講習制度等の充実、透明化及び公平性確保に係る検討

課題番号 14：不法投棄未然防止等に向けた課題整理及び対応一般化・周知

課題番号 16：移動報告等を活用した自治体の監督・取締り及び自動車製造業者等の監査強化

課題番号 17：エアバッグ・フロン類に関する状況把握・評価方法の検討等

## 8. 太陽光パネル等のリユース・リサイクル・適正処分

使用済再生可能エネルギー設備（特に、太陽光発電設備、太陽熱利用設備及び風力発電設備）については、平成24年7月から開始した固定価格買取制度の影響もあって導入が急速に進んでおり、将来的には多量に使用済みとなったものが廃棄される。このため、リサイクルをはじめ、その廃棄時における適正な処理を推進していくことが重要である。

平成24年度から、使用済太陽光発電設備等の撤去、運搬、リユース・リサイクル及び適正処分までの一連の工程に関する試験や調査検討を行っている。調査では、将来排出推計、現時点における主な排出源や、太陽光パネルの性状について分析等を行っており、平成25年度より有識者等で構成される検討会において、リユース・リサイクル・適正処分の推進に向けた検討を経済産業省と連携して実施してきたところである。その結果をとりまとめ、平成27年度に「太陽光発電設備等のリユース・リサイクル・適正処分に関する報告書」及び今後のロードマップをとりまとめた。

その後、ロードマップに沿った施策の一環として、平成28年4月に「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第一版）」を公表するとともに、本ガイドラインの周知を目的とした事務連絡を発出した。

今後も、関係者に対する本ガイドラインの周知に取り組んでゆくとともに、使用済太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けて取り組んでまいりたい。

### <参考資料>

- ・平成24年度使用済再生可能エネルギー設備のリユース・リサイクル基礎調査委託業務報告書
- ・平成25年度使用済再生可能エネルギー設備のリユース・リサイクル・適正処分に関する調査結果
- ・平成26年度使用済再生可能エネルギー設備のリサイクル等促進実証調査委託業務報告書
- ・太陽光発電設備等のリユース・リサイクル・適正処分に関する報告書
- ・太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第一版）

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/renewable/index.html>

## 9. リユースの推進について

### (1) リユースの現況

3Rのうち、各種リサイクル法の施行等によりリサイクルは進展しつつあるが、製品の適正な継続利用の促進を通じた廃棄物の減量化（リユース）については、より一層の促進が必要である。第三次循環型社会形成推進基本計画においても、リユースを主要な循環産業の一つとして位置付け、リユース品が広く活用されるとともに、リユースに係る健全なビジネス市場の形成を進めることとされている。

環境省においては、リユース促進のために、平成 22 年度からリユース促進事業研究会を設置し、検討を行ってきた。各年度の検討結果は、下記、参考資料のとおりである。適宜御参照いただきたい。

<参考資料>

使用済製品等のリユースの促進について

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/index.html>

### (2) リユース業界の育成

リユース業界のコンプライアンス向上のために、リユース業界に関係する法令をとりまとめた、「リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理」、「リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理」等を公表している。リユース業者の指導を行う際に参考にしていただくためにも、貴管内市町村への周知をお願いしたい。

これまで、利用者が安心してリユース市場を活用できるよう、様々な取組を進めてきたところであるが、更なる信頼性の維持・向上が必要であり、平成 28 年度には、過去の研究会、ヒアリング等を元に、信頼性の維持・向上に向けた各団体・企業の取組を整理した。

<参考資料>

- ・リユース業に関する環境関連法パンフレット

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/pamph01.pdf>

- ・リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/seiri.pdf>

- ・リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理

[http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/seiri\\_igai.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/seiri_igai.pdf)

### (3) 市町村におけるリユース手引きや過去のモデル事業

環境省では、市町村によるリユース取組を育成するため、平成23年度から平成26年度にかけて、地方自治体とリユース事業者や市民団体等が連携して実施するモデル事業を支援してきた。

平成27年度には、市町村による使用済製品等のリユースに関するモデル事業の成果や研究会の成果を踏まえ、全国の市町村へのリユースの展開・波及の観点から、市町村におけるリユースの取組方法やこれを実施・展開する際のポイント等を整理した、「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」を策定した。

市町村におけるリユース取組の促進のためにも、貴管内市町村に対し改めて周知をお願いしたい。

#### <参考資料>

市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/27577.pdf>

### (4) 事業者向けの手引きの策定

平成28年5月には、事業所から排出される使用済製品（オフィス家具・OA機器等）のリユースを促進するために参考となる情報をまとめた、「オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き」を策定した。

貴都道府県及び貴管内市町村においても、リユース品としての売却及びリユース品の調達を検討するのに参考になると思われる。是非、貴都道府県の総務部署や管財部署に共有頂くとともに、貴管内市町村への周知をお願いしたい。

#### <参考資料>

オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/102969.pdf>

### (5) 市民向けのリユースの普及啓発について

平成28年5月には、広く市民の方を対象に、リユースの取組について知っていただくことを目的として、これまでに環境省が関係団体等の協力を得ながら実施してきた各種調査の成果をわかりやすく整理した、「リユース読本」を策定した。

また、平成29年2月には、横浜市内でリユースに関連する団体や企業と連

携したリユースの普及促進を図るイベント「みんなリユースしてるってよ！」を、開催した。併せて、びんリユースシステム構築に向けた実証事業のモデル事業である「びんリユースシステム横浜モデル構想」において開発したリユースびん入り飲料を発表した。

今後、環境省としては、「リユース読本」をはじめとして、これまでに作成した各種資料を用いて効果的な普及啓発を検討・実施していく。貴都道府県におかれても、「リユース読本」等の各種資料を御覧いただくとともに、リユースの取組を推進していただきたい。

<参考資料>

リユース読本

<http://www.env.go.jp/recycle/tokuhon-1.pdf>



## 10. 地方分権改革への各種リサイクル法の対応について

平成26年度に内閣府で「地方分権に係る提案募集」が実施された。この提案募集において、関西広域連合、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県から、各種リサイクル法の権限（指導・助言等）に係る提案が出された。その後、平成27年1月の閣議決定により、各種リサイクル法については、審議会において都道府県等に意見聴取を行い、国の関与の在り方を含めて、各種リサイクル法の的確な執行の在り方について検討することとなった。

同閣議決定に従い、平成27年10月1日に開催された第10回循環型社会部会において、提案団体から意見を聴取した結果、出席された委員の御意見等により「広域性・統一性の観点から権限委譲は困難だが、情報共有は進めるべき」との方針を得た。その結果を踏まえ、平成27年11月17日の循環型社会部会（懇談会）では、各種リサイクル法の情報共有体制の改善に向けて、対応方針を示し、同部会の了承を得た。そして、平成27年12月22日に下表のとおり地方からの提案等に関する対応方針が閣議決定された。

昨年度までに、下表の対応方針に従い、情報共有体制の改善に向けて検討・取組を進め、概ね対応は終了している。周知・情報共有については、今後も、継続的に対応を行っていく。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）

法律	閣議決定文
資源の有効な利用の促進に関する法律（平3法48）	地方公共団体における資源の有効な利用の促進を図るため、法の施行状況（副産物発生量、取組事例等）に関する調査結果の活用について、地方公共団体に平成28年度中に周知する。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平7法112）	容器包装多量利用事業者が主務大臣に提出する定期報告（7条の6）については、地方公共団体との協力事例等を含め、分かりやすい形での公開又は地方公共団体への情報提供を平成28年度から行う。あわせて、指定法人（21条1項）が特定事業者（11条3項）の委託を受けて行う分別基準適合物の再商品化（22条）に関する情報の活用について、地方公共団体に平成28年度中に周知する。
特定家庭用機器再商品化法（平10法97）	再商品化等の認定（23条）を受けた施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭45法137）に係る事務の効果的な執行に資する情報を関係地方公共団体に確認の上、再商品化等を行う工程に係る情報等を当該地方公共団体に平成28年中に通知する。あわせて、国と地方公共団体の連携強化を図るため、互いの行政処分に係る情報を共有する仕組みを検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて当該仕組みを構築する。
食品循環資源の再生利	食品廃棄物等多量発生事業者が主務大臣に提出する定期報告（9条1項）につ

<p>用等の促進に関する法律（平 12 法 116）</p>	<p>いては、国と地方公共団体が連携して地域ごとの食品循環資源の再生利用等を促進するため、都道府県別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量について報告を求めよう、食品廃棄物等多量発生事業者の定期的報告に関する省令（平 19 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令 3 号）を改正する。</p> <p>[措置済み(食品廃棄物等多量発生事業者の定期的報告に関する省令の一部を改正する省令（平成 27 年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 2 号）)]</p>
<p>使用済自動車の再資源化等に関する法律（平 14 法 87）</p>	<p>使用済自動車の再資源化等については、国と地方公共団体の連携強化により適正なりサイクル等の確保を図るため、自動車リサイクル促進センターにおける、自動車リサイクルシステムを活用した情報提供に係る検討結果を踏まえ、国、地方公共団体及び関係機関の情報共有を推進する方向で必要な措置を平成 28 年度中に講ずる。</p>
<p>使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平 24 法 57）</p>	<p>再資源化事業計画の認定（10 条）を受けた施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭 45 法 137）に係る事務の効果的な執行に資する情報を関係地方公共団体に確認の上、再資源化を行う工程に係る情報等を当該地方公共団体に平成 28 年中に通知する。あわせて、国と地方公共団体の連携強化を図るため、互いの行政処分に係る情報を共有する仕組みを検討し、平成 28 年中に結論を得る。その結果に基づいて当該仕組みを構築する。</p>

<参考資料>

- ・平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針(H27. 12. 22 閣議決定)  
[http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/k\\_tb27\\_honbun.pdf](http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/k_tb27_honbun.pdf)
- ・第 10 回循環型社会部会  
<http://www.env.go.jp/council/03recycle/y030-10b.html>
- ・循環型社会部会（懇談会）  
<http://www.env.go.jp/council/03recycle/y030-11b.html>

## (1) 各種リサイクル法ごとの対応状況について

上記の閣議決定された対応方針を受けて、以下の通り、地方公共団体との情報共有の取り組みを進めている。

### ① 容器包装リサイクル法におけるの対応について分別基準適合物の再商品化（22条）に関する情報

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）

法律	閣議決定文
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平7法112）	容器包装多量利用事業者が主務大臣に提出する定期報告（7条の6）については、地方公共団体との協力事例等を含め、分かりやすい形での公開又は地方公共団体への情報提供を平成28年度から行う。あわせて、 <u>指定法人（21条1項）が特定事業者（11条3項）の委託を受けて行う分別基準適合物の再商品化（22条）に関する情報の活用について</u> 、地方公共団体に平成28年度中に周知する。

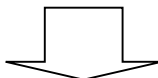
日本容器包装リサイクル協会ではホームページ上で、市区町村別に分別収集された資源が、どこの会社でリサイクルされ最終的に何に生まれ変わっているのかが分かる。

日本容器包装リサイクル協会ホームページから以下手順で当該ページへ移動できる。



The screenshot shows the homepage of the Japan Containers and Packaging Recycling Association (JCRA). The navigation menu includes 'HOME', '協会とは', 'サイトマップ', and 'ENGLISH'. The main content area has a banner for a new video and a grid of service links. The '消費者向け' (For Consumers) link is highlighted with a red box. Other links include '特定事業者向け' (For Designated Businesses), '市町村向け' (For Municipalities), and '協会のリサイクル事業' (Association's Recycling Business). The right sidebar contains 'News & Topics', 'オンライン手続き' (Online Procedures), 'Q&A集' (Q&A Collection), and 'パンフレット' (Pamphlets).

容器包装リサイクル協会ホームページ：<http://www.jcpra.or.jp/>



公益 財団法人 **日本容器包装リサイクル協会**  
The Japan Containers And Packaging Recycling Association

文字の大きさ: 小 中 大

HOME | 協会とは | サイトマップ | ENGLISH

**News Release**

会報最新号  
「**容リ協ニュース**」  
No.72を発行しました。

会報 No.72

**News & Topics** 一覧へ

平成28年6月09日 **NEW**  
容リ制度の施行状況の評価・検討について－産廃審・中  
環審が報告書とりまとめ

平成28年6月01日  
会報誌「容リ協ニュース」No.72を発行しました

平成28年6月01日  
平成29年度再生処理事業者登録説明会の開催について

平成28年5月23日  
平成28年度...

**消費者向け**

- 容器包装をなぜ分けるの？
- 分別排出時の注意点
- 容リ法の対象となる容器包装 (容リ法関連資料ページ)
- 識別表示
- 容器包装ごみが生まれ変わるまで  
ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装
- リサイクル工場を見よう
- プラスチック製容器包装 分別排出のポイント【動画】
- 「お買い物」番地、注釈を記入しないで！
- わたしのまちのリサイクル**

特定事業前に関するデータ | 容リ制度と事業者の役割 | **オンライン手続き** | **容リ法関連資料**

よく分かる！**容器包装のリサイクル** **NEW** | **プラスチック製容器包装に危険な異物を混ぜないで！** **NEW**

市町村に関するデータ | **プラスチック製容器包装 ペール品質とは？**

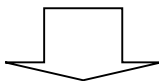
協会のリサイクル事業に関するデータ | **ど〜なる？ こ〜なる！ リサイクル**

**Q&A集** | **容リ法百科事典**

**パンフレット** | **容リ協ニュース 年次レポート**

YouTube 容リ協動画チャンネル | facebook | Twitter

当ホームページについて | 個人情報保護方針 | 特定個人情報等基本方針 | お問い合わせ窓口 | 不慮正行番号の通報窓口 | 掲載環境 | 更新履歴 | リンク集 | アクセス



文字サイズ 小 中 大

**わたしのまちのリサイクル** ～分けた資源はどうなるの？～

皆さんがお住まいの市町村で分別収集された資源が、どこの会社でリサイクルされ最終的に何に生まれ変わっているのかが分かります。

※ただし「プラスチック製容器包装」については「白色トレイ」を除く

**地図から探す** 都道府県名をクリックしてください。

**住所から探す**

●住所フリーワードで検索  
市町村名を入力してください。  
(例:札幌市、千代田区)

●住所一覧で検索  
プルダウンメニューから選択してください。  
    
※メニューは五十音順になっています。

**全国一覧表で見る**  
26年度のリサイクル実績がわかります。  
※表示には多少時間がかかります。

## ② 自動車リサイクル法の対応について

自動車リサイクル法においては、平成 27 年 12 月の閣議決定を受けて、国と地方公共団体の連携強化により適正なりサイクル等の確保を図るため、自動車リサイクルシステムを活用して企業特性等の情報を整理し、定期的に共有することとなった。

今後は、行政連絡会議等の機会を活用した定期的な情報共有を進めていくので御承知おきいただきたい。

## ③ 家電リサイクル法、小型家電リサイクル法の対応について

家電リサイクル法と小型家電リサイクル法においては、両法律に基づき再商品化・再資源化を実施する施設に対して、廃棄物処理法に係る事務の効果的な執行に資する情報を提供することとなった。そのため、提案団体・関係省庁との調整のもと、処理工程等の情報を、当該施設に対して立入検査を実施する地方公共団体からの希望があった際に提供することとした。情報の提供を希望される地方公共団体におかれては、立入検査を実施する 1 ヶ月前に環境省本省まで連絡頂きたい。

また、国と地方公共団体の相互の情報共有体制についても、互いの行政処分情報等については適宜共有することとなった。両法律に基づき再商品化・再資源化を実施している施設に対して、廃掃法に基づく行政処分等を実施した際には環境省本省への情報共有に御協力頂きたい。